

平成 31 年度 環境配慮型住宅助成金 Q & A (暫定版)

(平成 31 年 3 月 25 日)

リフォームタイプ

	質 問	回 答
1	<p>リフォームの対象室に新たに窓等の開口部を設ける場合は、どのような取扱いになりますか。</p>	<p>当該開口部の断熱性能は、告示基準を満たす必要があります。(告示基準：環境配慮型住宅助成金交付取扱要領第 3)</p> <p>また、当該開口部の設置工事は「外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事」として助成対象になります。</p> <p>なお、当該開口部以外の既存の開口部や壁、床等のリフォーム工事が助成要件を満たしていることが前提となります。</p>
2	<p>基本額対象室として寝室を選択する場合で、住宅に寝室が複数ある場合は、すべての寝室の断熱性能を向上させる必要がありますか。</p>	<p>寝室が複数ある場合であっても、いずれか 1 室の断熱性能を向上させることで助成対象になります。</p> <p>複数の寝室の断熱性能を向上させる場合は、1 室を基本額対象室とし、その他の室を加算額対象として申請してください。</p>
3	<p>選択基準②エの「便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事」は、必要な内法寸法が既に確保されている便所又は浴室のリフォームも加算対象になりますか。</p> <p>(必要な内法寸法：環境配慮型住宅助成金交付取扱要領第 7 に定める寸法)</p>	<p>必要な内法寸法が確保されていない便所又は浴室とその周辺を改修して、新たに必要な内法寸法を確保することとなる工事が加算対象となります。</p> <p>また、既存部分の便所又は浴室では必要な内法寸法が確保されていない場合における増築工事で、増築部分に必要な内法寸法を確保した便所又は浴室を設ける場合も加算対象となります。</p>
4	<p>既存部分の改修を行わない増築工事も助成対象になりますか。</p>	<p>既存部分の断熱性能が低い浴室及び脱衣所又は寝室に代わる室を増築部分に設置する工事は、助成対象工事(断熱性能を向上させる工事)として取り扱います。</p>
5	<p>既存部分の改修にあわせて増築する場合は、増築部分も加算対象になりますか。</p>	<p>増築部分も含めて、助成対象工事として取り扱います。</p>
6	<p>離れの工事は助成対象になりますか。(離れ：建築基準法上、母屋と同一敷地内にあると判断される、住宅の一部)</p>	<p>離れの工事も助成対象になります。</p>

7	<p>父親が所有する住宅をリフォームして子が居住する場合は、どちらが申請者になりますか。</p>	<p>リフォーム工事の発注者が申請者になります。</p>
8	<p>県内在住者が、リフォームして県内の別の住宅に住み替える場合も助成対象になりますか。</p>	<p>リフォーム後に転居して居住することとなる住宅は、自ら居住する住宅として助成対象になります。</p> <p>選択基準⑥の移住者による加算については、交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から実績報告書の提出日までに県外から助成対象住宅に移住した者が対象になります。</p>
9	<p>県外在住者が、県内に存する親族所有の住宅に住み替える場合は、移住者に該当しますか。</p>	<p>交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から実績報告書の提出日までに県外から助成対象住宅に住所を移した者は、移住者に該当します。</p> <p>住宅所有者との関係や、過去の居住地（Uターンなど）は問いません。</p>
10	<p>市町村の補助金と重複して申請できますか。</p>	<p>市町村が実施するリフォーム補助制度と併用することは、基本的にはできません。</p> <p>ただし、市町村の補助制度の補助対象部分と補助対象外部分を明確に分けたときは、補助対象外部分について、本制度を利用できる場合があります。</p> <p>（例：住宅の耐震改修に対する補助金等）</p>
11	<p>リフォーム工事はいつから着手できますか。</p>	<p>補助金の交付決定があった日以降にリフォーム工事の契約及び工事着手をすることが必要です。</p>
12	<p>断熱性能を向上させる工事として助成対象となる「外気等に接する壁、床、天井又は屋根」とは、基準省令※第1条第1項第2号イ(1)で定める外皮と同じ考えでしょうか。</p> <p>※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日付け経済産業省令・国土交通省令第1号）</p>	<p>基準省令で定める外皮の部分を指します。</p> <p>ただし、対象となる空間を断熱材等で包み込む場合は、外皮に該当しない部分を含めて助成対象とすることができます。</p> <p>（外皮と同じ基準値とする必要があります。）</p>

13	交付申請書に添付する工事見積書の写しは、見積書の一式全てを提出する必要がありますか。	見積書の鑑と総工事費が分かる部分及び当該工事に係る部分を提出してください。
14	自分で自分の家のリフォーム工事を行う場合は、助成の対象になりますか。	対象となりません。県内に主たる事務所(本店)を置く建設業者(個人経営の地域工務店及び個人の大工を含む)と請負契約等をして工事を実施する場合は対象となります。
15	県産木材を使用する場合、仕上げ用板材と合板の両方を使用した場合はどうなりますか。	合計の使用量で助成単価:2,000円/㎡により助成額を算出します。
16	助成対象工事の10㎡以上を断熱改修する工事は、基本額対象室のみで10㎡以上を断熱改修する必要がありますか。	「浴室と脱衣所」又は「寝室」のどちらか一方の室で外気等に接する壁・床・天井・屋根の10㎡以上を断熱改修する工事が対象となります。(「浴室と脱衣所」と「寝室」の合計ではありません。)

新築タイプ

	質 問	回 答
1	住宅部分が省エネ基準に適合することを示すにあたり、エネルギー消費性能計算プログラムを使用する場合、最新 ver. を使用する必要がありますか。	省エネルギー基準に適合するものであれば、使用する ver. は問いません。
2	基本基準⑧の住宅省エネルギー設計技術者講習会はいつまでに修了する必要がありますか。	工事着手前の住宅設計段階で修了しておいてください。
3	選択基準④の若手大工は、下請け業者の所属でも対象になりますか。	元請け業者が雇用している40歳未満かつ大工職経験年数10年未満の若手大工が対象になります。
4	別荘は助成対象になりますか。	別荘は対象外になります。助成対象者は、申請者が自ら居住するために県内に住宅を新築する者ですので、実績報告時に申請者が助成対象住宅に住所を移した住民票の提出が必要になります。

共通

	質 問	回 答
1	【フラット35】の金利の引下げを受けなくても、子育て世帯及び移住世帯の加算を受けることはできますか。	【フラット35】の金利の引下げを受けなくても、子育て世帯、移住世帯の加算を受けることができます。
2	この助成金を受けなくても、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の金利の引下げを受けられますか。	この助成制度を利用しなければ、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の金利の引下げを受けることはできません。 なお、この助成制度以外にも市町村の事業で金利の引下げを受けられる場合があります。詳しくは住宅金融支援機構のHP【 http://www.flat35.com 】をご覧ください。
3	他の補助金と併用はできますか。	長期優良住宅化リフォーム推進事業、地域型住宅グリーン化事業、次世代住宅ポイント制度など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。 ただし、リフォームタイプのQ10のとおり、市町村の補助事業にあっては、本制度を利用できる場合があります。
4	連名で申請する場合はどうなりますか。	連名（例：夫婦）で申請することは可能ですが、連名で交付申請をした場合は実績報告書（添付書類も含めて）も連名である必要があります。ただし助成金振込先の口座はどちらか一人の口座となりますので、交付請求者はどちらか一人となり、もう一人の方の委任が必要となります。